

芳賀台地だより

組合員の皆さまへ

理事長 入野 正明

組合員の皆様には当土地改良区の運営に対しまして、平素よりご理解とご協力を賜り御礼を申し上げます。

今年産水稻の作況概況（9月15日現在）が国から出されました。これによると、栃木県は100、平年並みということです。この後、10月15日現在の作況指数が10月下旬に出されることになっていますが、ほぼ確定と思われます。農家の皆さんは、今年春に自治体とJAから米の消費が減っていることから、前年度に対し、26万トン減らすよう協力して欲しいと言われたはずですが、このため、飼料用米や大豆への作付転換を行ったわけですが、フタを開けたら豊作でほぼ減らした分にあたる25万トン収量が増えてしまったということです。この結果、売れ残りの民間在庫は200万トンのままで値段が下がる懸念が出てきました。豊作を喜んでもらえなくなった稲の気持ちはどんなものなのでしょうか。

米価低落傾向の下で農家は農業機械の共同利用などで経費削減に努めるとともに、稲発酵粗飼料などへの転換を進めてきましたが、飼料用米の栽培技術には課題も抱えています。心配なのは、資金繰りで、年明けとともに光熱費などの支払いが待っていることです。国はナラシ対策として標準価格との差額を9割近く埋める仕組みを用意していますが、これには加入要件があり、補てんを受けられない農家が出てまいります。このため、今年産に限り特別措置が講じられていますが、これも差額の35%までの救済となります。

このように農家所得が低迷する中で、土地改良区に及ぶ影響として考えられることは賦課金の徴収が円滑に進まなくなるのではないかと、もう一つは、水田の用排水整備が遅れているところがあり、麦や大豆による転作が困難となっている、などです。戦後農政はNO（ノー）政と揶揄され、国が勧めない作物を育てると儲かるなど批判されてきました。政権が変わるごとに農政を大転換されたり、エネルギー計画を変更されたりするたびに現場は混乱し、ひいては農家に大きな痛みを負わせることにつながります。

当改良区では、財政状況を抜本的に改善するために、再生エネルギーの導入を検討しているところです。農家も、改良区も将来ビジョンが建てられるよう、腰の据わったぶれない農政を切望します。



農業基盤整備促進事業（市貝町前之内地内）

夜間給水停止とかけ流し制限にご協力お願いします

塩田調整池の取水量

4,461,000^m³ (26年度)
 5,493,000^m³ (25年度)
 ※那須烏山市(荒川)にある
 森田頭首工から塩田調整池へ
 汲み上げた水の量です。

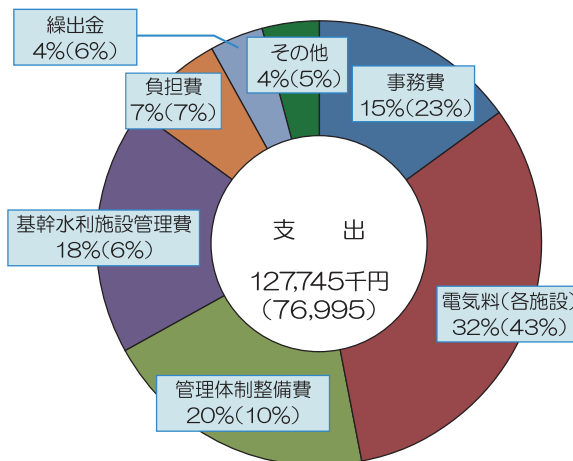
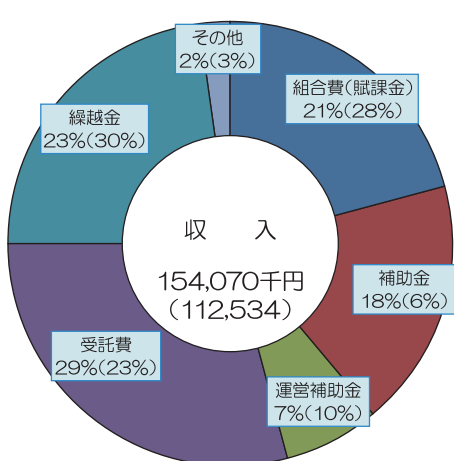
供給した水の量(通水期間4月から8月)

	(25年度通水量)	(26年度通水量)
菅又幹線	1,062,500 ^m ³	1,103,000 ^m ³
大川幹線	3,069,800 ^m ³	3,028,000 ^m ³
(内大川分水路)	2,319,700 ^m ³	(2,217,480)
小宅幹線	912,900 ^m ³	1,039,000 ^m ³
那珂川幹線	162,800 ^m ³	63,000 ^m ³
総通水量	5,208,000 ^m ³	5,233,000 ^m ³

今年の用水供給状況は、5月20日付で夜間の用水使用を制限する(後期通水も引続き)をお願いをし、組合員及び給水栓担当の皆さまの絶大なるご理解ご協力のおかげをもちまして昨年実績とほぼ横ばいの状況になりました。

しかしながら、電力料金は、使用量に燃料費調整額、再エネ発電賦課金、太陽光促進賦課金が加算された結果、本年度の改良区支払い電気料は、4,000万円を越えるものと見込まれております。芳賀台地の水は、電力で荒川(那珂川支流)からくみ上げ、電力で組合員のみな様の耕地へ供給する仕組みとなっておりますので、引き続き夜間給水停止とかけ流し制限をお願いしさらなる節水にご理解ご協力を賜りますよう重ねてお願いいたします。

平成25年度 一般会計 収支状況 { () は24年度決算額 }



水質検査を行いました

塩田調整池の水環境保全調査

- * 調査項目 : BOD、COD、SS、DO、T-N、EC
 - * 試料名 : 池の水
 - * 調査日 : 平成26年5月15日(第1回)、6月17日(第2回)、8月18日(第3回)
- ※水質に異常は見られませんでした

塩田調整池の放射能測定

- * 測定項目 : 各種放射性元素測定
 - * 試料名 : 池の水
 - * 調査日 : 平成26年7月4日
- ※放射能は検出されませんでした

「組合員資格得喪の通知」の届出について

- 【改良区では、組合員資格得喪の届け出により、賦課対象原簿を修正しています】
 下記のような変更があった場合は、**速やかに改良区へご連絡をお願いします。**
- ◎農地の売買、贈与、交換等で所有者が変更になったとき
 - ◎相続及び組合員の死亡により、所有者・耕作者が変更になったとき
 - ◎農業委員会の手続き等により、農地の耕作者が変更になったとき

◎事務局職員の異動(新任)次長 神野 正明(26.6.1) / (退職)技師 菅谷 優樹(26.4.30)

《発行者》
 芳賀台地土地改良区
 〒311-1406
 芳賀郡市貝町塩田一〇一六
 電話 〇八五-六七一三〇二